条例の一部を改正する条例(案)特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する

第一項の規定により提出します。 標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条

令和二年六月九日

提 出 者

議 員 斎 藤 範 夫

鈴 木 広

康

IJ

嵯 峨 サ ダ 子

IJ

IJ

村

上

かずひこ

隆

安 孫 子 雅 浩

IJ

IJ

辻

伊 藤 ゆ う た

IJ

鈴 仙 台市 木 議会議 勇 様

別 職 \mathcal{O} 職員の給与、 旅費、 費用弁償 \mathcal{O} 額並 びにその支給方法に関する条例

の一部を改正する条例

仙台市条例第三十五号) 特別 職 \mathcal{O} 職員の給与、 旅費、 の一部を次のように改正する。 費用弁償 \mathcal{O} 額並びにその 支給方法に関する条例 (昭和三十 一年

附則に次の一項を加える。

22 万円を、 これらの者の期末手当の 議員報酬月額は、 令和二年七月一日から令和三年三月三十一日までの 副議長にあっては七万円を、 第四条の規定にかかわらず、 額の算定の基礎となる議員報酬月額は、 議員にあっ 別表第一に定める額から、 ては三万円を減じて得た額とする。 間における議長、 同表に定める額とする。 副 議長にあっては十 議長及び議員の 。ただし、

則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

理中

する理由である。 報酬月額を減額するため、 令 和二年七月一日から令和三年三月三十一日ま 現行条例の 一部を改正する必要がある。 での 間に おける議長、副議長及び議員 これが、 この条例案を提出 \hat{O} 議員